

条例見直し調書

作成年度

平成20年度

条例名		外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例	
条例番号		昭和63年神奈川県条例第6号	法規集 第2編第10章
所管部局室課		総務部人事課	
条例の概要		外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律第2条第1項、第7条及び附則第2条の規定に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関し必要な事項を定めている。	
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 現在でも必要な条例か。	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関し必要な事項を定めたものであり、必須の条例である。	
	有効性 現行の内容で課題が解決できるか。	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関し必要な事項を定めたものであり、有効である。	
	効率性 現行の内容で効率的といえるか。	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関し必要な事項を定めたものであり、効率的である。	
	基本方針適合性 県政の基本的な方針に適合しているか。	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関し必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 憲法、法令に抵触しないか。	外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の待遇等に関する法律に基づき、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関し必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
その他			
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。		理由
			現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。
次回見直し予定		平成25年度	見直し規定の有無
			有 無